

令和 7 年第一回都議会定例会  
監 査 委 員 報 告

令和 7 年 2 月 1 9 日

監査委員を代表いたしまして、令和6年1月から12月までの1年間に実施した監査等の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の責務は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、各局等の事務事業を監査し、都民の信頼を確保していくことです。

令和6年は、社会経済状況や都政の重要課題を踏まえ、監査の重点化を図りながら、合規性はもとより、経済性や効率性、有効性の観点から監査を実施しました。

その結果、この1年間に都庁や団体の事業部署614か所で監査を実施し、161件の指摘及び意見・要望を行い、総指摘金額は約227億円でした。このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどは約1億円でした。

続いて、各々の監査等の概況について申し上げます。

第一に、定例監査について申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。

令和6年定例監査では、変化する社会経済状況を背景として、複雑化する都民ニーズに応じて各局等が行う事業の中から、局ごとに重点監査事項を選定しました。

重点監査事項における指摘事項等としては、医療人材確保のための、修学資金制度について、債権管理に一部適正でない事務処理があるとともに、滞納金回収の取組強化を求めた事例などがありました。

また、指摘事項等とは別に、今後の取組に期待することについて監査委員の所見も述べました。

重点監査事項以外では、複数局にわたる消防用設備点検に係る指摘、石綿障害予防規則の改正を踏まえた対応をしていないもの、契約や会計制度の基本的なルールを遵守していない誤りも見受けられました。

定例監査では、63件の指摘及び意見・要望を行いました。

第二に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、都が実施した工事等について、技術面から検証する監査です。

令和6年は、「品質管理」の検証を重点監査事項に設定し、工事の目的物が必要とする性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているか、監査を行いました。

重点監査事項における指摘事項としては、鉄筋工事で品質確認試験が適切に実施されていなかった事例などがありました。

また、重点監査事項以外では、急激な物価上昇に伴うインフレスライドの契約変更を、複数年にわたる工事の工期末にまとめて行うとし、受注者から契約金額の変更請求を受けた都度行っていなかった事例などがありました。

工事監査では、22件の指摘を行いました。

第三に、財政援助団体等監査について申し上げます。

財政援助団体等監査は、都が補助金の交付や出資などを行っている団体や公の施設の指定管理者を対象とする監査です。

令和6年においては、保育施設に対する補助金が、転記ミスや補助要件の誤認識などによる実績報告書の誤りから、過大に交付されていた事例や、水銀が使用されている製品等の廃棄に際し、委託が適正に行われていなかった事例など、42件の指摘及び意見・要望を行いました。

第四に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、特定の事務や事業を対象として全庁的に行う監査です。

令和6年は、「都立一時滞在施設の対応状況」をテーマとして設定し、大規模地震発生時に一斉帰宅による混乱を抑制するための都立一時滞在施

設における、平時の対応状況について監査を実施しました。

その結果、一時滞在施設の開設や運営に関する訓練が適切に実施されていなかった事例などがありました。

また、制度を所管する総務局に対しては、都立一時滞在施設の運営マニュアルの充実や先進的な取組事例の情報提供など、各施設への支援の強化を求める意見・要望を行うとともに、各都立一時滞在施設と総務局とが双方連携し、都立一時滞在施設の質的向上に取り組むよう、所見を述べました。

行政監査では、8件の指摘及び意見・要望を行いました。

第五に、決算等の審査について申し上げます。

令和5年度の決算について、計数の正確性などを審査した結果、調定額の多額の過大計上や財産に関する調書の数値の一部誤りなど、26件の指摘を行いました。

また、法律で義務付けられている健全化判断比率及び公営企業などの資金不足比率の審査も行い、全ての会計で実質赤字や資金不足等は生じておらず、都の財政状況は健全な状態であることが確認できました。

第六に、内部統制評価報告書審査について申し上げます。

知事が作成した内部統制評価報告書に対し、内部統制の評価を適切に行っているか、不備があった場合、それが報告書への記載が必要となる重大な不備に当たるか否かの判断を適切に行っているかについて審査しました。

その結果、知事が定めた手続に沿って評価が行われており、報告書の記載は相当であることが確認できました。

そのうえで、各局等が自らガバナンスをより一層機能させ、事務事業が適切に執行されるよう、監査委員と連携し、内部統制の深化に取り組むことについて、監査委員の所見を述べました。

第七に、監査結果に対する措置状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、初めて効果を発揮します。そこで、監査の実効性を担保するため、年2回、知事等の関係機関から、指摘事項に対する改善措置等について通知を受け、公表しています。

令和6年12月に行った第2回措置状況報告の時点で、過去3年間に行った指摘事項等のうち、92.4パーセントが改善済となっています。改善に至っていない案件については、その理由や進捗状況の確認を行う

などして、早期の改善を促しております。

改善事例の一例を申し上げます。委託の成果物に係る著作権について都に帰属する旨を契約書に定めていなかったため、当該成果物の著作権が都に帰属していることについて、受託者と確認書を取り交わすとともに、今後は、仕様書に著作権の都への帰属を明確に示すよう局内で徹底しました。

最後に、住民監査請求について申し上げます。

令和6年は、11件の住民監査請求がありましたが、いずれも監査を実施するための要件を満たしておりませんでした。

以上、令和6年に実施した監査等について述べてまいりましたが、依然として、過去から類似の指摘事項が繰り返されている状況が見受けられます。

監査等で指摘された事項は、指摘を受けた部署以外においても、同様の誤りを犯すことのないよう努める必要があります。各局等の長においては、各事務事業が担う社会的責任や執行上のリスクについて、組織的に再確認するとともに、自律的なチェックを日常的に行うなど、事務事

業の改善に向け、より一層の実効性ある取組を行うことを望みます。

令和7年においては、都政の状況を踏まえ、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点に基づく監査を一層推進するなど、都民の視点に立った質の高い監査の実施に努めてまいります。

今後とも、都政の公正かつ効率的な運営のため、監査委員の使命を全力で果たし、都民の信頼と期待に応えていくことを申し上げ、報告を終わります。